



網走で困った時には 平賀たかゆき



会派 民主市民ネット所属
市政報告 2025年夏期版
発行責任者
網走市議会議員 平賀貴幸

網走市で最も多くの分野に素早く
対応できる身近な政治家として活動
お気軽にご連絡ください。

皆さまには日頃から私の活動に対してご理解とご協力、そしてご指導ご鞭撻をいただき誠にありがとうございます。この度、6月議会の顚末について後援会関係者や支援をいただく多くの方とご相談した際に「本人から真実を市民に伝えるべきだ」というご意見が大勢を占めましたので、市政報告としてお知らせ致します。文字が多くなりますがご容赦ください。なお、動画でも同様の内容をお伝えしています。下部または裏面にあるQRコードをスマホで読み取ってご覧ください。この件で私を応援してくださった網走市役所の皆さまと働く仲間の皆さま、市民の皆さま、そして妻に心から感謝を申し上げ、改めて市議会議員として市長や市役所にはもちろん、各議員に対してはもろもろの姿勢で臨み、力を尽くすことを誓います。

TOP MESSAGE

「選んではいけない選択」の可能性を認識するところまで追い詰められる

私は今回「ああ、このようにして人は死を選ぶんだ」ということがわかるころまで。そしてそのような選択をする人の心の動きがわかるころまで精神的に追い込まれました。「正しいことを成しているのに、そのことを責め続けられ、議会内には味方がいない」という状況。これはハラスメントだと受け止めましたし、精神的に非常に辛いものでした。いったいどのようなことがあったのかを順を追って説明致します。



時系列で報告

市議会に法的にも配布義務のない事実無根の誹謗中傷文書が届く。

※現在法的対応を進めていますので個人名等を伏せている部分があることをご了承ください。

遡ること18年前。私が市議会議員に初挑戦を決意した時。当時の民主党や連合関係者に事実無根の誹謗中傷を行った人物「A氏」がおりました。当時から私に対して聴き取り調査がありましたが「事実無根」と判断され、そのまま立候補し初当選しました。この際も、A氏は実際にはないことをあたかも事実のように口頭と文書で伝えることを行い、一部に混乱があったと当時の関係者から伺っています。

それから時を過ぎた2025年6月4日。18年前と同じような内容の文書(以下「本件文書」)をA氏が自ら持参。網走市役所及び網走市議会にやってきました。同氏は網走市長、企画総務部長、市議会事務局に文書を配布し、私を除く市議会議員15人に対して本件文書の配布を求めたと伺っています。

内容の詳細は法的対応を進めている最中なので伏せますが、事実無根の誹謗中傷と私の議長再選を阻むことを他の市議会議員に求める内容。また、「法律に抵触する複数の内容」が含まれるもので、違法性の高い政治的なものでした。議会事務局から当時の議長である私に同日午前、本件文書の内容確認と対応協議の連絡がありましたので同日の午後、議会で内容を確認しています。

この時点で本件文書を確認していたのは網走市役所で本件文書を確認した部長、議会事務局、立崎副議長(当時)と私のみでした。判断を求められた私は、「本件文書の取り扱いは、法的対応を含めて専門家の判断が必要」と判断し、自らが代表を務める法人の顧問弁護士に相談して対応を決めることにし、立崎副議長にも了承をいただきこれが済むまでの間は配布を見合わせることにしています。(念のために議会事務局と共に副市長のところに赴き、相談に伺って判断。水谷市長は出張後に文書を確認)この日の夜遅くに顧問弁護士と連絡が取れ、まずは本件文書の内容をメールで送信しています。※私が所属する会派 民主市民ネットの会長に本件文書の概要と状況及び対応状況について報告しています。

配布義務はない

それでも私は、弁護士のアドバイスで説明文書をつけて配布の判断をする。

翌日の6月5日顧問弁護士はこの日の夜遅くに本件文書の内容を確認し、その対応について記載されたメールを送信しています。このメールを私が確認したのは6月6日朝のことです。そのメールには以下の記載がありました。

- ①文書の内容は違法性のあるもので法的対応が必要であること。
- ②法的に本件文書を市議会議員に配布を行う必要はないこと。(全国市議会議長会や他の専門家も同様の判断)
- ※配布したいなら郵送すれば良いだけで、配布義務は存在しないのは当然のことである。全国の議会でも同様の対応です。
- ③それでも「握りつぶした」と言われる可能性があるため「説明文書」を付けて配布する方法もあること。



そこで私は、立崎副議長と議会事務局に報告した上で、①及び③の対応を進めるべく準備に入ります。まず説明文書を作成し、顧問弁護士に添削を依頼すると共に、顧問弁護士に刑事告訴の対応を依頼しています。その後の返信で、顧問弁護士が添削した文書を確認すると共に「刑事告訴を扱っていないので他の弁護士に依頼すること」を求める内容が示されました。この時点で週末のため刑事事件を扱う弁護士探しに苦慮することになります。

※この間、本件文書についてA氏本人または関係者を通じて数人の市議会議員に本件文書に関する問い合わせがあったよう議会事務局に確認があったとのことでした。

副議長の判断

副議長の判断で配布せずに返却することを決定。私はそれを受け入れる。

週明けの6月9日、私は本件文書を説明文書と共に配布するつもりで市議会に到着。そこで議会事務局から「立崎副議長の判断で本件文書に違法性があると判断したため、配布せずにA氏へ返却することにした」との話があり、その後立崎副議長からも同様のお話がありました。本件文書は私が当事者となる内容であるため、立崎副議長が判断の主体者にならざるを得ない場合があることを理解していましたので、立崎副議長に「本来なら説明文書を付けて配布したいが、立崎副議長の判断に従う」とをお伝えし、その判断を受け入れました。

なお、本件文書はA氏が会長を務める法人の文書として会長名で発行されたものであり、同法人の封筒に入っていたもので、網走市が確認したもの2通。網走市議会事務局宛のもの1通。立崎副議長宛のもの1通の合計4通が完全に同様のものではなかったことから残る14通も同様と判断したと聞いています。(実際に返却後にA氏から本件文書は修正されたものが郵送され、各議員のもとに届いています)

念のために記載しておきますが、こうした違法性のある文書や政治的な文書などについては、どなた宛であっても自治体議会が配布を行うことはありませんし、法的にも配布しないことで問題はありません。
(私以外の議員が対象となる同様の文書が届けられた場合でも、私は配布せずに相手に返却する判断をします。)
これは全国の議会でも基本的には同様の対応を行っており、全国市議会議長会や専門家にも議会事務局を通じて確認を行っています。また、配布の是非について議会の代表者会議にはかかる必要はなく、議会事務局の助言に基づき議長(今回の場合は副議長)が判断するものです。今回は私が当事者であることから判断は議会事務局の助言に基づき立崎副議長が行い、その判断に私が従うことは正統なルールに基づく適切なものでした。



この市政報告は事実をそのまま市民の皆さまにお伝えすることを目的に制作しました。

平賀たかゆきへの連絡先 各種SNSまたは0152-55-5090まで。

動画でもご覧になれます

人生の最も嫌な辛い損な場面を真っ先に微笑みを持って担当せよ

同志会などの動き 本件文書の取り扱いを問題視する動きをはじめ。



6月12日会派民主市民ネット会長より「栗田議員から本件文書について6月13日に開催の会派代表者会議で取り上げる」と連絡があったと報告がありました。同日、本件文書の取り扱いの件で議会事務局職員が、小田部議員より小会議室に呼び出され、激しく動揺する状況であったところに私が到着。事態を確認したところ、私が直接対応することが適切と判断し、議会事務局長他1名と共に別室で説明。激高する本人をだんだめつつ、代表者会議の議件に本件文書の項目を入れることで納得し、対応を終えました。その後、6/13に網走市議会では会派代表者会議を開催しています。同会議では、各種議件の確認が終わったあと最後に本件文書について説明をしています。

この際、「6/12以前に代表者会議を開き、本件文書の対応について協議することができたはず」との指摘がありました。本来、本件文書のような類いの文書の配布については議会事務局の助言に基づき副議長が判断するもので、誰を対象としたものであっても配布することはありません。こうしたことから代表者会議開催の必要性を検討することはありませんでした。一方で、会派代表者会議は交渉の場でもあります。その後の議会運営への影響を考えると、本来は必要ないこの指摘をあえて受け止めて代表者会議開催に思いが至らなかったことを謝罪しこれでこの日の代表者会議は終わっています。そのため私も私の所属する会派会長もこの件は終わったと理解しました。

6月17日議会開会 立崎副議長の判断と議会事務局の判断は何ひとつ間違っていない。

6月17日に網走市議会は開会しました。私は、議長を申し合わせにより退任するため準備をした状態で本会議は休憩に入ります。その後、私が辞意を表明したことを受けて新たな議長の選任を行うために、会派代表者会議が開催されます。その席で、小田部議員より本件文書の件が蒸し返されました。私も私の所属する会派の会長も前回の代表者会議でこの話は終わったと理解していたため驚きました。それでも私はやむを得ないと判断し、前述のような時系列に基づき、丁寧に説明して理解を得よう努力しましたが、「議場で立崎副議長の判断を受け入れ、文書を返却したことを謝罪すること」を求められました。私は「立崎副議長と議会事務局の判断に誤りはなく、謝罪するとその判断に誤りがあったことになるから謝罪はできない」ということを繰り返し説明しました。特に議会事務局は議長の直属の部下に当たりますので、部下の判断に正当性がある以上、組織の長である私が謝罪することは絶対にできません。(この点も各議員になぜかご理解いただけず、苦慮しました。)

こうしたことを丁寧に説明し、理解を得ようとしたが理解を得るに至らず、議長辞職勧告の動議が提出される状況が代表者会議の中で確認されました。そこで私は「今回議長を辞職をすると、議長辞職勧告に従う形になること。」「このタイミングで議長を辞職すると立崎副議長と議会事務局の判断に誤りがあったと認める事になる」ことから、申し合わせによる議長辞職を撤回する旨を同会議で率直に伝えました。なお、本来の議長任期は地方自治法に基づき4年と定められておりますので、このことに違法性はありませんが、議長辞職勧告がなければ申し合わせに従い辞職する判断をするつもりだっただけに、断腸の思いでありました。

勧告の全文 議長辞職勧告には法的強制力はなく、認識に誤りがあるため従えない。

平賀貴幸議長の辞職勧告決議案 本市議会の平賀議長は、市民から各議員あてに届けられた手紙について、その内容を議員に開示することなく、提出者に返却するという副議長の判断を承認し、重大な情報隠匿行為に及んだ。しかしながら、当該手紙は議員個人に対して届けられたものであり、その取扱いや判断は各議員自身が行うべきものである。議長という立場で情報の流通を遮断することは、議員の知る権利、さらには言論の自由を侵害し、議会制民主主義の根幹を揺るがすものである。議会は、市民の負託を受けた代表が対等な立場で自由に議論し、真実を共有することによって成り立つ。にもかかわらず平賀議長はその立場を利用し、情報統制という極めて反民主的な手段を取った。この行為は、議会の中立性と公正性を放棄したものであり、議会という公的機関を私物化したに等しい。さらに、議長は議会全体の信頼の象徴であるべき立場にありながら、その信頼を著しく失墜させ、市民に対しても極めて不誠実な姿勢を示す結果となった。市民の知る権利を軽視し、政治的不透明性を拡大させた責任は極めて重大である。よって本市議会は平賀議長に対し、その職責の重大性と自らの行為がもたらした深刻な影響を厳しく認識し、直ちに議長職を辞するよう強く勧告するものである。以上、決議する。

上記が議長辞職勧告の全文になります。この決議は栗田議員が提出者となり、賛成者に石垣議員、井戸議員(副議長の会派)、小田部議員、永本議員、古都議員、松浦議員となつて行われたものでした。この議決案に賛成した議員は以下の12名です。※敬称略・順不同 栗田、小田部、深津、松浦、村椿、永本、澤谷、古都、井戸、古田、石垣、里見 ※決議の賛否を問う際は立崎副議長が私に代わって議長席につくため賛否に加わらず、山田議員と金兵議員は賛否に加わらず退席しています。

議長辞職勧告の内容には事実誤認や誤りがあり、受け入れられるものではない。

今回、立崎副議長と議会事務局の判断は法的にも道義的にも間違っておらず、それを受け入れた私の判断も同様に間違っておりません。これは前述した通り、全国市議会議長会や法律家、専門家の判断を仰いだものでもあり、全国の議会でも同様の取り扱いを行なっているものです。また、今回の議長辞職勧告の内容には以下のような事実誤認や誤りがあることも代表者会議で指摘させていただきましたが以下に改めて詳細を整理して記載致します。

- ①本件文書にそもそもの配布義務はなく、議会事務局宛を含めて4通が同様の内容であり、残る14通も内容は同一と認められることから手紙などの親書には当たらない。
- ②本件文書と同類の文書は、誰を対象にしたものであっても相手に返却した上で郵送での提出を求めるものである。(今回も立崎副議長はどのように対応しています)
- ③これらのことから知る権利、言論の自由を制限することには当たらず、議会制民主主義の根幹を揺るがすことや情報統制には該当しない。
- ④立崎副議長と議会事務局の判断は正しく、それを受け入れただけの私が、立場を利用して事実をあり得ない。こうしたことから議会の中立性と公正性を放棄したことも該当せず、議会という公的機関を私物化したに等しいという指摘は誤りである。
- ⑤信頼を失墜させたこととすれば、それは少なくとも議長ではなく私ではないし、市民に対する市政や権利への種々の指摘も該当せず誤りである。政治的不透明性を拡大させることがあったとしても、それは少なくとも副議長と議会事務局の判断を私が受け入れたことでは発生しない。

自分達で決めた 本会議に参集しないという「暴挙」(石垣議員のYOUTUBE配信より引用)

6/17の本会議終了時に次回の本会議開催を6/19の午前10時と確認し、異議が出ることなく終了しています。また、同日古田議員が副委員長として進行した議会運営委員会でも異議が出されることはなく、6/19の午前10時に本会議が開催されることを確認しています。さらに6/19の議会運営委員会でも古田議員が副委員長として議事を進め、ここでも同日10時から開会が確認されています。※議会運営委員会の所属で本会議に参集しなかった議員 古田、深津、小田部、澤谷、松浦、石垣(敬称略)

6/19の午前10時。本会議を開会しようとしたが、立崎前副議長、永本新副議長、金兵議員、山田議員以外は開会時間に入場せず、審議拒否(職場放棄)が発生しました。審議拒否を行ったのは以下の10名の議員です。(敬称略・順不同)栗田、小田部、深津、松浦、村椿、澤谷、井戸、古田、石垣、里見 ※古都議員はこの日の議会を欠席

本会議開催の日程を、6月19日の開催と決めたのは議会運営委員会です。自ら開催を決めた日程に、議会運営委員会の構成議員ですら一部を除いて参集しない状況に驚愕しましたが、私は地方自治法第113条及び網走市議会会議規則13条に基づいて10:15に参集するよう「催告」を行っています。

○10:15再び参集しなかったため、改めて10:30に参集するよう地方自治法第113条ならびに網走市議会会議規則13条に基づく「催告」を行うとともに、参集しない議員への処分について可能かどうかの確認を議会事務局に指示しています。

○10:30再び参集がなく、3度目の地方自治法並びに網走市議会会議規則に基づく「催告」に応じないため、地方自治法第137条に基づく「懲罰」の検討を行う判断も視野に入れておりました。これは議会運営委員会が事前に決定した本会議開催時間に催告を繰り返しても参集しないことに対するものになります。

○ここで永本副議長より会派代表者会議の開催による状況の打開を目指す申し出があったため代表者会議を開催することにしました。
※この判断は私の誤りでした。肅々と法に従い懲罰を課しておくことがこの暴挙(石垣議員が自らのYouTubeで仰っていましたので、暴挙という認識はあったのだと理解し、そのままこの言葉を使用します。)に対する正しい対応だったと反省しています。

議長辞職勧告には従わず、申し合わせに従い議長を退任

○その後、断続的に代表者会議が開催され、夕刻に私が今回の審議拒否が発生したことに対する謝罪を行うことで事態の打開をはかることにしました。

※この判断は私の誤りでした。そもそも謝罪の必要はなく、正しい対応は前述した通り、地方自治法第137条に基づく懲罰を課することだったと顧みています。

○私が本会議開会前の謝罪の判断をしたのは、過去の議長による謝罪及び近年の栗田議員及び小田部議員の不規則発言等による謝罪、石垣議員や澤谷議員の委員会無断欠席などに関する謝罪も開会前に行われたこともあり、議会事務局からの謝罪のタイミング確認に対して本会議開会前の謝罪を選択しました。これが各議員の認識とは違っていたことから紛糾。これ以上の混乱を避けるために辞意の意思を示し、副議長に審議を任せて帰宅し、申し合わせに基づく辞職を選択する旨を各所に相談しています。

○6月20日9時半頃、正式に議長辞職届を永本副議長に提出。受理されたその後の本会議で許可される。(議長辞職勧告は受け入れず、申し合わせに従っての議長退任。)

一激励や応援をいただいた方々に心から感謝しますー

正直正路の人 立崎前副議長

今回の件で自らの信念に基づき、常に真実を述べ続けたのは立崎議員です。

立崎議員には最後まで支えていただき感謝しております。右上のQRコードからこのことなどに触れた議長退任のあいさつがご覧いただけますので、ぜひご覧ください。なお、右下のQRコードからは動画でもこの市政報告の内容をご覧ください。ただけですのでご活用ください。

※動画版では新議長選任に至る顛末や廃棄物問題等についてもお伝えします。

